

直監第 113-1 号
令和 7 年 7 月 2 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 水道事業会計（上下水道・環境部 水道管理課/水道施設課）

① 監査の期間 令和 7 年 4 月 1 日から
令和 7 年 7 月 2 日まで

② 日程及び実施場所

●概要聴取	令和 7 年 6 月 2 日（監査委員事務局）
●備品検査	令和 7 年 5 月 8 日（水道管理課/水道施設課/尾崎浄水場）
●監査講評	令和 7 年 7 月 2 日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 6 年度及び令和 7 年度（令和 7 年 5 月末日現在）における水道事業会計（上下水道・環境部 水道管理課/水道施設課）に係る財務事務等を対象に
関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

- ⑤ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑥ 現金物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、調定と収納が水道事業会計規程に則り適正に行われているか。
- ⑧ その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

4. 監査の結果

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
財務事務について	「直水管第 000020-001 号：水道法に基づく水質検査業務の入札結果報告」について、入札書の記載事項が不明なとき又は入札書に記名押印のないときは、その入札は無効とするとされているが、当該入札において入札書に入札者の記名押印がなく、無効となるどころ無効の事務処理がなされていない。	直方市契約規則第 11 条第 4 号 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その入札は無効とする。 (4) 入札書の記載事項が不明なとき又は入札書に記名押印のないとき。	直方市契約規則第 11 条第 4 号では入札書の記載事項が不明なとき又は入札書に記名押印のないときは、その入札は無効とするとされているが、1 者での落札としている。当該入札においては 2 者応札の内、1 者の入札書に入札者の記名押印がないため不調とし、再入札が困難な場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 8 号による随意契約とすべきものと思われることから、適切な処理をされたい。
	備品管理について、カメラ、アタッシュケースや機器において備品票（備品シール）の貼付がないものが一部見受けられた。 また、「ポータブル残塩計」について、貸出しているが物品の貸出手続がなされていないかった。	直方市財務規則第 191 条第 2 項 2 物品出納員は、前項の規定により受入れた備品は、備品台帳に登録し、1 個ごとに備品票を付して整理しなければならない。 同 196 条 物品を借り受けようとするものは、物品借受申込書を提出し、市長の承認を得なければならない。 2 会計管理者又は物品出納員は、前項の承認があったときは、借受人から物品借用書を徴し、物品を貸与しなければならない。 3 職員が職務に関し物品を借り受けようとするときは、第 1 項の規定にかかわらず、物品借用簿により会計管理者又は物品出納員の承認を得るものとする。	直方市財務規則に則して適切に処理されたい。

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
財務事務について	資機材の購入費に関して、平成 27 年度から令和 5 年度について未払いが確認され、債権者との協議により令和 4 年度及び令和 5 年度の未請求分についてあらためて契約書を交わし、令和 6 年度予算で精算している。 また、たな卸資産以外の資機材が貯蔵品保管庫に保管され、出納管理が行われていないことが確認された。	直方市水道事業会計規程第 70 条 出納員は、貯蔵品準備計画に基づいて貯蔵品の購入要求を行うものとする。 2 貯蔵品を購入しようとするときは、支出負担行為書を作成し、特殊なものについては、仕様書、図面等を添付して市長決裁を受けなければならない。 直方市水道事業会計規程第 71 条 貯蔵品の購入事務は、水道総務担当課長がこれを行う。 同第 72 条 貯蔵品を購入した場合、水道総務担当課長は、検収員を選定し、検査の上市長の決裁を受けなければならない。 同第 73 条 たな卸資産購入その他の取り扱いについては、この規程に定めるもののほか、直方市契約規則の契約の規定を準用する。 同第 85 条 出庫した貯蔵品又は直接経費をもって購入した工事用及び維持作業用の材料並びに撤去品等は、入庫及び出庫の手続を経ないで他にこれを流用することはできない。 (上記外、直方市水道事業会計規程第 74 条から第 84 条、第 86 条から第 91 条まで省略) 直方市水道事業の契約に関する規程 直方市水道事業の契約については、法令に特別の定めがあるもののほか、直方市契約規則、直方市長期継続契約とする契約を定める条例施行規則、直方市建設工事請負契約に係る入札予定価格公表に関する要綱、直方市公契約条例施行規則の規定を準用する。この場合において「市」とあるのは「水道事業」と「会計責任者」とあるのは「企業出納員」とそれぞれ読み替えるものとする。	未払いが生じた原因は、業者が請求しなかったこともあるが、直方市水道事業会計規程（第 70 条外）及び直方市水道事業の契約に関する規程で定める直方市契約規則等の規定に則した処理を適切に行っていないことによるものである。貯蔵品を含む資機材の購入及び工事用及び維持作業用の材料並びに撤去品等に当たっては、直方市水道事業会計規程（第 70 条外）及び直方市水道事業の契約に関する規程で定める直方市契約規則等の規定に則った適切な処理を行われない。

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
財務事務について	「No.000080-000：公共工事積算システムソフトウェア貸借」及び 「No.000079-000：公共工事積算システム貸借」について、請求書の請求年月日の欄が未記入となっている。 また、「No.001493-000：令和 6 年度上水道マッピングシステム保守点検委託 3 月分」について、請求書に押印・署名が無く、発行責任及び担当者の記載もない。	直方市財務規則第 58 条第 2 項 支出命令は、債権者から債務の履行の請求を証する書面又は電磁的記録の提出により、これをしなければならない。 2 前項の請求書には、請求金額、請求の内容及び請求年月日等が明示され、かつ、債権者の住所の記載及び記名・押印又は署名がなければならない。この場合において、請求書が代表又は代理人名義のものであるときは、その資格及び権限の表示がなければならない。 R06.04 版財務・会計ハンドブック 17 頁 (3) 請求書・納品書・印鑑の要件	令和 6 年度版財務・会計ハンドブックでは、『押印又は署名がない場合は、代表者、担当者の連絡先等を記載すること。』『事業者独自様式の請求書に限り、「事業者名及び適格請求書発行事業者登録番号」の記載がある場合は「発行責任及び担当者」、「押印又は署名」の記載等をいずれも省略することができる』とある。本件の請求書の様式は市が指定する様式であるため、押印又は署名がない場合は、「発行責任及び担当者」の記載が必要であることから、適切に処理されたい。
	「No.6-000329-00：感田東ポンプ場バイパス管敷設工事(3,823,600 円)」及び 「No.6-000170-00:4 月分市内配水及び給水修繕工事(6,304,100 円)」外 11 件について、水道事業事務専決及び代決規程では、1 件 50 万円以上の起工何を要する修繕料で 1 件 200 万円以上は市長専決であるところ、課長決裁となっている。「浄水施設電気設備修繕工事(999,790 円)」の「直水管第 000058-001 号：契約締結」については、支出負担行為が部長決裁であり、かつ 1 件 1,000 万円未満は部長決裁であるところ、課長決裁となっている。	直方市水道事業事務専決及び代決規程（別表第 5 条関係） 財務関係 支出負担行為の決裁 10 修繕費(1 件 50 万円以上の起工何を要する修繕料) 契約関係 24 支出負担行為の決裁金額内の予定価格の決定及び契約締結（1 件 1,000 万円未満）	他にも同様の決裁区分の誤りが散見されるため、水道事業事務専決及び代決規程に則って適切に処理されたい。
	「No.000249-001：液体硫酸アルミニウム 4 月分」並びに、「No.000248-001：直方市浄水場管理棟清掃業務委託 4 月分」に関して、対価の支払の時期が、支払請求を受けた日から 30 日を超過している。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律 （支払の時期） 第 6 条 第 4 条第 2 号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日（以下この規定又は第 7 条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律の主旨に則って適切に処理されたい。

財務事務に関して、直方市水道事業会計規程及び直方市水道事業の契約に関する規程により準ずることとされている直方市契約規則及び財務規則と異なる運用が散見された。

文書事務においても、発送信先情報の未記載や回覧処理、決裁等が完結されないままのもの等直方市文書規程や文書システムマニュアルに則った処理がなされていないものが散見された。

以上のことから、注意・助言等の内容を確認し適正に処理をされ、文書管理事務マニュアル、財務・会計ハンドブックや法令、規則等に基づき適正な事務処理を行われたい。

なお、水道事業会計は、一般会計と異なり会計管理者の審査を受けないため、企業出納員の責任は重大となることから、直方市水道事業会計及び直方市水道事業の契約に関する規程並びに地方公営企業法等諸法令に則った適切な審査及び事務処理に努められたい。

また、契約や支払いなどの財務事務、文書の收受や起案の文書事務を適切に処理するため、所属職員への地方自治法や地方公営企業法、水道会計規程や財務規則や契約規則、財務会計マニュアル、文書管理システムや事務代決及び専決規程など基本的な事務処理に必要な法令などの理解を深めるため職場研修を実施されるよう申し添えるものである。